宍粟市条例第38号

宍粟市いじめ防止対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の心や体に深刻な被害をもたらし、児童等の健やかな成長を妨げるだけでなく、生き方にも深刻な影響を与えるものであることに鑑み、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関して基本的な事項を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、児童等が安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
 - (2) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
 - (3) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
 - (4) 保護者 親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。
 - (5) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に居住する者
 - イ 市内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 市内に所在する事業者及び団体

(基本理念)

- 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して 行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の 心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われ なければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止等)

- 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。
- 2 児童等は、他の児童等に対して行われているいじめを認知したときは、これを放置すること がないよう努めなければならない。

(市の責務)

- 第5条 市は、第3条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国及び県と協力しつつ、市の状況に応じた施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、学校の設置者として、基本理念にのっとり、市が設置した学校(以下「市立学校」という。)におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。

(市立学校及び市立学校の教職員の責務)

第6条 市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校全体でいじめの防止及び早期 発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、 適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

(保護者の責務)

- 第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから 保護するものとする。
- 3 保護者は、国、県、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める ものとする。

(市民等の役割)

- 第8条 市民等は、それぞれの地域において、児童等に対する見守り、児童等との交流の機会の 確保その他の安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 市民等は、いじめがあると思われるときは、市、当該いじめに関係する児童等が在籍する学校その他の関係者へ当該いじめに係る情報を提供するよう努めるものとする。

(いじめ防止基本方針)

- 第9条 教育委員会は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12 条の規定に基づき、市のいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基 本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 市立学校は、法第13条の規定に基づき、当該学校のいじめ防止基本方針を定めなければならない。

(宍粟市いじめ問題対策連絡協議会)

第10条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基

づき、宍粟市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で 定める。

(市立学校におけるいじめの防止)

- 第11条 教育委員会及び市立学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び人権教育並びに体験活動等の充実を図らなければならない。
- 2 教育委員会及び市立学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する 児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動で あって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童 等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理 解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

- 第12条 教育委員会及び市立学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校 に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 教育委員会及び市立学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。
- 3 教育委員会及び市立学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携 の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する ものとする。

(関係機関等との連携等)

第13条 市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、県その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備を行うものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

- 第14条 教育委員会は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じた教員の資質の向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。
- 2 教育委員会及び市立学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的

に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

- 第15条 教育委員会及び市立学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。
- 2 教育委員会は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかど うかを監視する関係機関又は関係団体と連携して取組を進めるとともに、インターネットを通 じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第16条 教育委員会は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又は その保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言 の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等 のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証 を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

- 第17条 教育委員会は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。 (重大事態への対処)
- 第18条 市立学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。ただし、教育委員会が次項の規定による調査を行う場合は、この限りでない。
 - (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 教育委員会は、重大事態への対処のため必要があると認めるときは、宍粟市いじめ問題対策 委員会に前項の調査を行わせるものとする。
- 3 教育委員会又は市立学校は、前2項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 第1項の規定により市立学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。
- 5 市立学校は、第1項各号に掲げる場合には、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、

市長に報告しなければならない。

- 6 前項の規定による報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態 と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、宍粟市いじめ調査委員会に第1 項又は第2項の規定による調査の結果について調査を行わせるものとする。
- 7 市長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 8 市長及び教育委員会は、第1項又は第2項及び第6項の規定による調査の結果を踏まえ、自 らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態 の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(宍粟市いじめ問題対策委員会)

- 第19条 前条第1項の調査を行うため、教育委員会の附属機関として、宍粟市いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。
- 2 対策委員会は、委員5人以内で組織する。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、3人以内で委員を増員することができる。
- 3 対策委員会の委員は、法律、教育、心理等の専門的な知識を有する者のうちから、教育委員 会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(宍粟市いじめ調査委員会)

- 第20条 第18条第6項の調査及び当該調査に係る重大事態と同種の事態の発生を防止するための 対策に必要な審議を行うため、市長の附属機関として、宍粟市いじめ調査委員会(以下「調査 委員会」という。)を置く。
- 2 調査委員会は、委員 5 人以内で組織する。ただし、市長が必要と認めるときは、3 人以内で 委員を増員することができる。
- 3 調査委員会の委員は、法律、教育、心理等の専門的な知識を有する者で、対策委員会の委員 でないもののうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、委嘱に係る調査及び審議が終了するまでの期間とし、市長が別に定める。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 (委任)
- 第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員 会規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年宍粟市条例 第45号)の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

| 子ども・子育て会議 | 委員 | 日額 | 8, 200 |
|-----------|----|----|--------|
|-----------|----|----|--------|

を

Γ

| 子ども・子育て会議 | 委員 | 日額 | 8, 200 |
|---------------|----|----|-----------|
| 宍粟市いじめ問題対策委員会 | 委員 | 日額 | 35,000円を超 |
| | | | えない範囲で |
| | | | 任命権者が市 |
| | | | 長と協議して |
| | | | 定める額 |
| 宍粟市いじめ調査委員会 | 委員 | 日額 | 35,000円を超 |
| | | | えない範囲で |
| | | | 市長が定める |
| | | | 額 |

に改める。